

令和8年度 近江八幡市

高齢者向けのサポート

在宅高齢者紙おむつ支給事業	P 1
配食サービス	P 1
訪問理美容助成サービス	P 2
沖島通船料助成サービス	P 2
緊急通報システム	P 3
認知症高齢者位置情報提供サービス利用助成事業	P 4
認知症高齢者等事前登録制度	P 4
高齢者補聴器購入費助成事業	P 5

〒523-8501

近江八幡市桜宮町236番地 2階南側

近江八幡市福祉保険部 長寿福祉課 高齢施策グループ

☎ 0748-31-3737 FAX 0748-31-2037

サービス名	対象要件	内容	助成金額・利用者負担等	備考
在宅高齢者紙おむつ支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護認定の結果が要介護1以上である人 ○市町村民税世帯非課税者で負担能力のある親族等に扶養されていない者(市町村民税課税者に扶養されていない者)又は生活保護被保護者 ○在宅で介護を受けている人 ○在宅で介護を受け、「紙おむつ」を使用している人 ○介護保険料に滞納のない人 	<p>要介護者等に家族介護用品(紙おむつ、尿とりパット)を、自宅等(近江八幡市内に限る。)まで月1回配達します。</p> <p>助成金額を超えた購入は、利用者負担となり、宅配時に精算を行います。</p>	<p>助成限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護1の人 月額4,000円 ・要介護2～5の人 月額6,000円 	<p>※入院・入所期間中は利用できません。</p>
配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳以上の単身者又は65歳以上の者のみで構成される高齢者世帯 ○市町村民税世帯非課税者で負担能力のある親族等に扶養されていない者(市町村民税課税者に扶養されていない者)又は生活保護被保護者 ○介護保険料に滞納のない人 ○老衰、心身等の障害及び傷病等の理由により調理が困難な人 	<p>定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否を確認し、健康状態に異常のあったときは、関係機関への連絡等を行います。</p>	<p>利用者負担(1食当り)</p> <p>利用にかかる費用から市が事業者を支払う委託契約単価を減じて得た額</p>	<p>※料金は、直接サービス事業者まで。</p> <p>※全額実費で利用できる配食サービスもあります。</p> <p>※サービス事業者一覧表を窓口に用意しております。</p>

サービス名	対象要件	内容	助成金額・利用者負担等	備考
訪問理美容 助成サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳以上の単身者又は65歳以上の者のみで構成される高齢者世帯 ○市町村民税世帯非課税者で負担能力のある親族等に扶養されていない者(市町村民税課税者に扶養されていない者)又は生活保護被保護者 ○介護保険料に滞納のない人 ○心身の障害、傷病等の理由により、理容院又は美容院に行くことが困難である人 ○要介護認定の結果が要介護3以上である人で、障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準が寝たきりランクBまたはランクCに該当する人 	理容院又は美容院に行くことが困難である要介護者等が、理美容師の出張訪問により居室において理美容を利用する場合に費用を一部助成します。	<p>助成金額 利用券を年間最高で4枚交付します。</p> <p style="text-align: center;">1回1,500円</p>	※サービス事業者一覧表を窓口に用意しております。一覧表に掲載している事業者でのみご利用いただけます。
沖島通船料 助成サービス	<p>次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沖島在住者で要支援・要介護認定を受けており、島外で通所系サービスを利用する人 ○介護保険や介護予防、生活支援のサービス提供に向かう事業者など 	沖島町自治会が運営する沖島港から堀切港の区間の定期船について、介護保険のサービスなどを利用するまたは提供するために利用する際に限り乗船料を一部助成します。	<p>助成金額 片道200円</p>	※利用する場合は、事前に申請が必要

サービス名	対象要件	内容	助成金額・利用者負担等	備考
緊急通報システム	<p>① 65歳以上の単身者又は65歳以上の者のみで構成される世帯に属する人、または、世帯員の就労などにより日中または夜間において前述と同様の状況にあると認められる人</p> <p>② 介護保険料に滞納のない人</p> <p>③ 原則として、3人程度の近隣の協力者のある人</p> <p>④ 心疾患、脳血管障害その他意識障害を起こすおそれがある疾患の既往歴、現病若しくはそれを生じさせるおそれがある発作等の危険がある人、または身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害1級、肢体不自由1級、腎臓機能障害1級、呼吸器機能障害1級若しくは聴覚障害2級のいずれかに該当する人、若しくは肢体不自由2級で車椅子を常用している人</p> <p>⑤ 市町村民税世帯非課税者で負担能力のある親族等に扶養されていない者(市町村民税課税者に扶養されていない者)又は生活保護被保護者</p>	<p>○緊急通報 事前に緊急時の連絡に使用するため、利用者・親族・近隣の協力員の名前・電話番号などの必要な情報をあらかじめ受信センターに登録し、緊急通報装置(またはペンダント)を貸与・設置することによって“もしも”の場合に迅速で適切な対応がなされるよう備えます。 自宅内で急にからだの具合が悪くなり自分で電話をかけられない急病の時などの緊急の事態に陥った場合が発生したとき、通報装置本体機器の押しボタンや身に付けたペンダントのボタンを押すだけで受信センターへつながります。 受信センターでは看護師などが通報者の安否などの事情をお聞きします。状況により近隣の協力員による状況確認などが必要な場合には駆けつけ依頼をしたり、特に緊急を要する状況の場合には消防署へ救急車の出動を要請したりするなど、速やかな救護を受けることができます。</p> <p>○健康相談 受信センターにおいて24時間365日体制で、看護師などが利用者から健康面での不安や悩みごとなどの健康相談を受けます。</p> <p>○お元気コール 受信センターから月2回、利用者宅へ電話をかけて健康状態や近況をお伺いします。</p>	<p>利用料 ＜固定型装置＞ ・対象要件の①～⑤の全てに該当する人 無料 ・対象要件の①～③に該当する人(④・⑤は非該当) 月額1,485円</p> <p>＜携帯型装置＞ ・対象要件の①～⑤の全てに該当する人 月額825円 ・対象要件の①～③に該当する人(④・⑤は非該当) 月額2,310円</p> <p>(電気代・電話代は自己負担)</p>	<p>※通報があった場合に、本人の様子を確認する協力員(3人)の登録が必要です。</p> <p>○固定電話が必要です。(固定電話がない方に限り、携帯型装置を利用できません。)</p>

サービス名	対象要件	内容	助成金額・利用者負担等	備考
認知症高齢者位置情報提供サービス利用助成事業	<p>次の要件を満たす認知症高齢者を在宅で介護している人</p> <p>○要介護認定の結果が要介護1以上の人</p> <p>○介護保険料に滞納のない人</p>	<p>事業者の位置情報提供サービスに係る加入金等の初期費用として、7,500円を限度として助成します。</p> <p>「位置情報提供サービス」 認知症高齢者が位置情報の端末機を持つことで介護者からの依頼があったときに、認知症高齢者の所在を把握し、その情報を提供するサービス</p>	<p>助成限度額 7,500円</p> <p>※携帯電話機能が主である端末機は対象外です。</p>	<p>※契約したことが分かるもの、及び初期費用が納入されたことがわかるものの写しが必要です。</p>
認知症高齢者等事前登録制度	<p>○認知症等により自力で自宅等に戻れなくなるおそれのある65歳以上の人</p> <p>○近江八幡市内に住所がある人</p> <p>○在宅で生活している人</p>	<p>認知症等により自力で居宅に戻れなくなるおそれのある高齢者等の情報を市に登録し、警察署や地域包括支援センター等で共有することで、万が一同行方不明になった場合に、登録した情報をもとに早期発見や身元確認につなげます。</p> <p>また、希望者にはQRコードの印刷された見守りシールを交付します。QRコードを発見者が読み取ることでご家族へ発見をお知らせすることができます。</p> <p>見守りシール交付内容（対象高齢者一人あたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣服などにアイロンで貼り付ける耐洗ラベル／20枚 ・暗いところで光るシール／10枚 	<p>費用・・・無料</p> <p>※見守りシールは左記記載の交付分から追加する場合、実費負担となります。</p>	<p>※対象者の氏名、住所、身体的特徴、緊急連絡先、写真等の情報の登録が必要です</p>

サービス名	対象要件	内容	助成金額・利用者負担等	備考
高齢者補聴器購入費助成事業	<p>○65歳以上の人</p> <p>○両耳の聴カレベルがそれぞれ40デシベル以上かつ身体障害者手帳（聴覚障害）の取得要件に該当しない人であり、医師より補聴器の装用が有用であるとの診断を受けた人</p> <p>○補聴器の購入について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する補装具費の支給の対象とならない人</p>	<p>難聴により日常生活に支障がある高齢者に対し補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。</p>	<p>助成限度額 20,000円</p>	<p>※長寿福祉課への申請・審査後に補聴器を購入いただくこととなります。</p> <p>※購入後の申請はできません。</p>